治　癒　証　明　書（市原市版）

小 ・ 中学校　　年　　組

幼 稚 園　　くみ

氏　名

下記の疾患で療養のところ、現在軽快し感染のおそれはないと思われますので、登校（園）してよいことを、証明します。

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から　療養開始

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から　登校（園）可

該当疾患に○	疾　患　名	出席停止期間の基準 ※　以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 但し、就学前児には解熱した後3日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療 が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで。
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで。
	伝染性紅斑	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校(園）可能。
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校(園）可能。
	手足口病	全身状態の安定した者は登校(園）可能。
	突発性発疹	解熱し、全身状態が回復するまで。
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登校(園）可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。
	その他の伝染病	

※生活での注意事項

（　　）

証明日 ： 平成　　年　　月　　日

医療機関名

医　師　名　　印

H24,4 学校保健安全法施行規則の一部改正